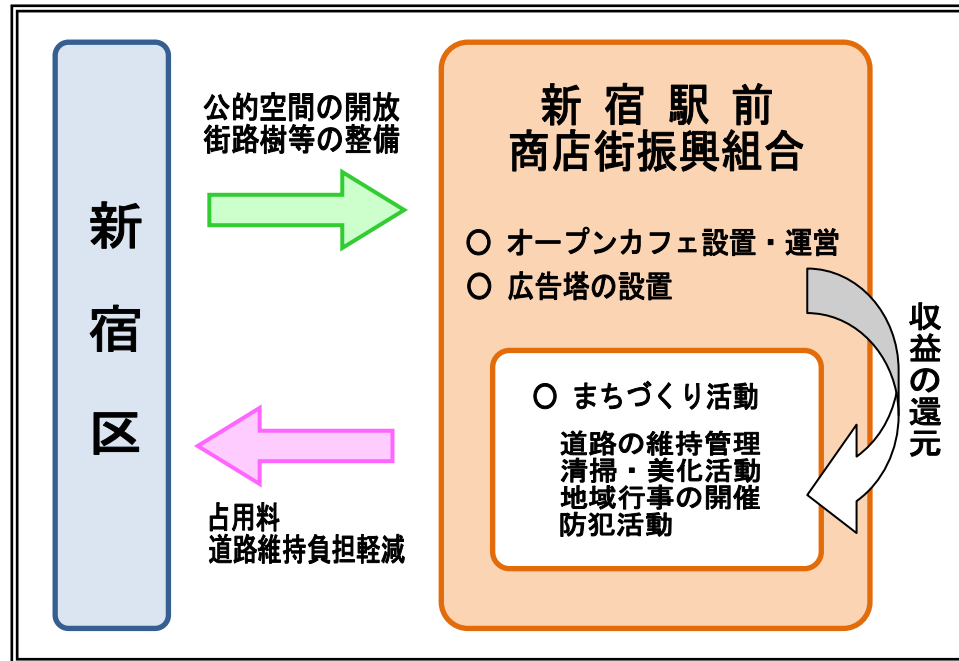


道路占用特例を活用した取組みによる効果

- 1 まちのにぎわいと魅力的な道路空間を創出を目的として、道路上にオープンカフェ（食事施設）と広告塔を設置します。
- 2 占用主体における道路環境整備（清掃等）を実施、地域との協働による、まちづくり制度が確立します。
- 3 違法駐車や駐輪が解消され、道路の環境が改善されます。
- 4 オープンカフェや広告塔の収益は、まちづくりや地域の活動に還元されます。

占用特例適用概要図



Moa 4 Cafe ご案内

◆ オープンカフェ実施時間
 4月～9月 平日 : 午後3時から午後9時30分
 日曜・休日 : 午後0時から午後6時
 10月～3月 平日 : 午後3時から午後7時30分
 日曜・休日 : 午後0時から午後5時
 店舗は、平日も午後0時から営業いたします。

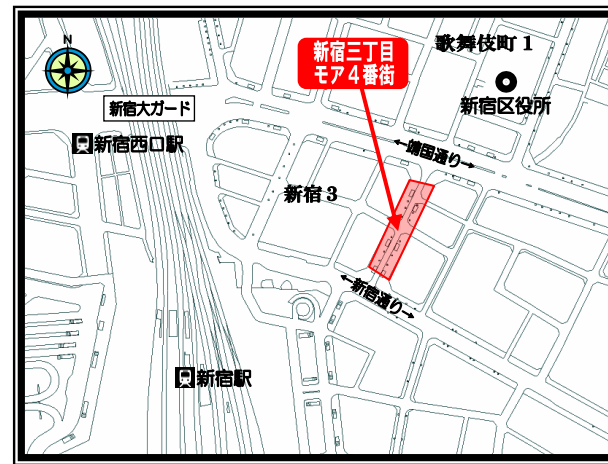
1号店
靖国通り側

MENU

- クレープ各種
 ホットクレープ (温かいクレープ)
 コールドクレープ (冷たいクレープ)
 スナッククレープ (ツナ・チキン等)
- ガレット各種
- ソフトクリーム
- ドリンク各種
 ホットドリンク (コーヒー・紅茶)
 アイスドリンク (コーヒー・紅茶)
 (ピーチティー他)

2号店
新宿通り側

案内図

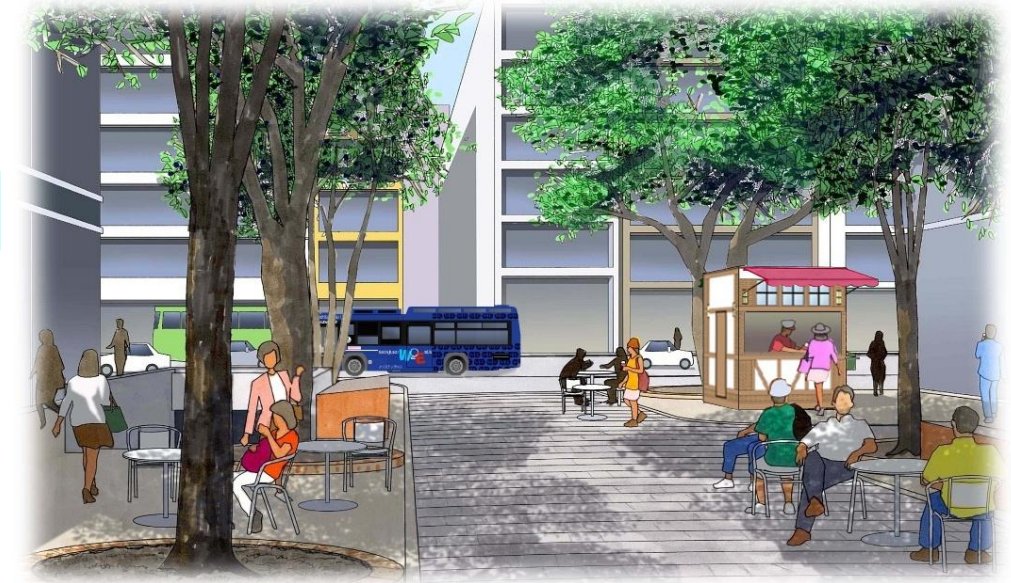


平成25年10月

R100 古紙配合率100%再生紙を使用

道路を活用した オープンカフェ

新宿三丁目 **モア4** 番街 Mixture of Ages 4th Street



新宿区 ・ 新宿駅前商店街振興組合

新宿三丁目モア4番街 社会実験と検証

新宿三丁目のモア4番街は、違法駐車や駐輪等、道路の不正な利用が目立ち、新宿駅東口の玄関口としてふさわしい環境が損なわれていました。このため、新宿区では、まちの賑わい創出と違法駐車防止のため、新宿駅前商店街振興組合と協力し、平成17年から社会実験として道路占用許可の運用上の特例により、オープンカフェを実施してきました。

社会実験の効果



にぎわいの創出・道路環境の改善



オープンカフェの実施に併せて、各種イベントも開催し、新たな道路の活用による、にぎわいの創出も実現しました。



新宿クリエイターズ・フェスタ



美濃和紙あかりアート展

平成23年10月に都市再生特別措置法等が改正施行され、道路上に食事施設の設置ができるようになりました。新宿区では、同法による手続きを進め、都市再生特別措置法に基づく特例制度を活用したオープンカフェが設置されました。特例制度運用事例としては、全国初となります。

モア4番街ご案内

